

月一度の市民意識

特集

12

川村仁也

1929年の大恐慌の直前にドイツにいた出隆教授が、ベルリンかどこかで、たまたまそのころ出版されたハイデッガーの「存在と時間」を求めようとしたところ、本屋の主人からあれはフライブルグですからといわれて、シュレー<学派>というものはこういうものかとはじめて気づいたと自伝に書かれている。

東京あたりで知人にあつて、世間なみに横浜にもおでかけくださいなどといっても、そのあとはマリノ・タワーが立派ですからではなく、中華街も戦前のようになりましたからなどつけ加える。その中華街も、田村町あたりの風景をバックにしては声も小さくなるというものだ。胃の腑にしても、心の糧にしても、横浜カラーは消失しがっている。

毎月の月給袋から差引かれている市民税の額の大きさに、月一回はすくなくとも市民意識が濃厚になる瞬間がある。いってみればこうした非市民的な情緒から「市民生活白書」を卒読してみると、ある意味ではあたっており、ある意味ではあっていないことがある。

白書によると、高度成長政策からくる太平洋ベルト地帯への人口と産業の集中、とくに東京圏への集中が、35年あたりを境にしてドーナツ現象を呈して、横浜がベッド・タウン化しつつある。

独占資本による田園都市計画、また、鶴見・神奈川臨海工業地帯から根岸・本牧臨海工業地帯、本牧ふ頭の建設等による公害問題、道路事情の悪化、交通事故等の問題、港湾建設等による市財政へのシワ寄せに当面して、それらが自治体の能力をはるかにこえたものであること、さらに現行地方自治法が地方自治を骨抜きにするようなかたちでつくられ、しかも税源が国に偏在して1割5分行政に墮しているという困難さは、たしかにそのとおりであると思われる。そうした意味で市行政そのものが非市民的体制におかれており、市民のほうでも、飛鳥田市長にいくらいってもといったきわめて合理的?な、と同時に危険な判断がうまれてくるのもやむをえない。ある意味であたっていない情緒なのだと思う。

白書によると市民税は35年度を100としたばあい40年度で個人418、法人159となっており、法人税法の改正<35年>を境にして、個人、法人がアンバランスになっている。そのほかにも、これは白書をもみてもわからないが、埋立地の造成費とか売却費はどうなっているのか。その条件はかなり独占資本に有利になっているのではないか。また安保条約、行政協定による横浜市の損失はどのくらいかなどがもうすこし明らかにされねばならないと思う。

わたくしたちは、多様な問題をかかえた横浜市政が、超過負担の解消だとか、地方交付税制度の改善だとか、都市的税目の賦与だとかに積極的にとりくむことによって、歪んだ地方自治を少しでも市民に密着したものにしてもらいたいと思う。

<横浜国大教育学部教授>